単独荷卸しに係る仕組みの評価に関する業務規程

平成 11 年４月　１日　危保規程第　３号
改正　平成 20 年４月 18 日　危保規程第　８号
改正　令和６年 11 月 14 日　危保規程第 14 号
最終改正　令和７年　３月 24 日　危保規程第 23 号

第１　目的

この業務規程は、「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」（平成 17 年 10 月 26 日付け消防危第 245 号各都道府県消防主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あて消防庁危険物保安室長通知。以下「通知」という。）に基づき、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が行う単独荷卸しに係る仕組みの評価（以下「評価」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

第２　評価の対象

評価の対象は、単独荷卸しに係る仕組み（以下「仕組み」という。）に定める単独荷卸しを安全に行うための移動タンク貯蔵所の停車・作業場所の要件、単独荷卸しに必要な安全対策設備、単独荷卸しに係る作業の内容、運送業者が移動タンク貯蔵所に乗務する危険物取扱者等に行う教育訓練の内容並びに運送業者（自ら単独荷卸しを行う運送業者を除く。）及び給油取扱所又はガソリン、灯油、軽油若しくは重油を貯蔵し若しくは取り扱う次に掲げる危険物施設（以下「給油取扱所等」という。）の所有者等（以下「関係者」という。）に対する教育内容等とし、通知の第２に定める給油取扱所等において単独荷卸しが可能となる要件として記載されている事項について評価を行うものとする。

１　製造所、一般取扱所で地下タンクを有するもの
２　地下タンク貯蔵所

第３　評価委員会

１　評価の公正かつ効率的な実施に資するため、協会に単独荷卸しに係る仕組みの評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。
２　委員会の組織、職務その他委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第４　評価の申請

初めて評価を受けようとする者は、評価申請書に関係書類を添えて、協会の理事長（以下「理事長」という。）に申請しなければならない。

第５　評価及び評価結果の通知

１　理事長は、関係書類により評価を行い、評価を受けた者に対し評価結果を通知する。

２　理事長は、評価に当たり、委員会に評価に係る意見等を求めることができる。

第６　定期調査

１　評価を受けた者は、評価を受けた日から起算して１年を超えて、引き続き運送業者（自ら単独荷卸しを行う運送業者を除く。）に単独荷卸しを行わせ、又は自ら単独荷卸しを行おうとするときは、理事長の行う調査（以下「定期調査」という。）に適合しなければならないものとする。

２　定期調査の実施時期は、単独荷卸しに係る仕組みの評価に関する実施細則（平成11年４月１日危保規則第４号。以下「実施細則」という。）第４に規定する評価結果の通知に記載された日を越えてはならないものとする。

３　定期調査の項目は、基本調査（運行管理者及び危険物保安監督者（以下「運行管理者等」という。）の教育の評価に係る項目を除く。）に係る項目及び運行管理者等の教育の評価に係る項目のうち、評価内容に応じて、理事長が定める項目とする。

４　１の定期調査を実施した結果、不適合となり、理事長からその旨の通知を受けた者は、実施細則第４に規定する評価結果の通知に記載された日の翌日から３か月以内に１回に限り、改めて当該不適合に係る定期調査を受けることができるものとする。

５　１の定期調査に係る手続き等については、第４及び第５に準ずるものとする。

第７　評価内容の変更

１　評価を受けた者が、当該評価に係る仕組みの変更を行おうとするときは、あらかじめ理事長に申請し、当該仕組みの変更について評価を受けなければならない。

２　１の評価内容の変更に係る評価の手続き等については、第４及び第５に準ずるものとする。

第８　評価結果の取消し等

理事長は、評価を受けた者又はその関係者に、著しく不適当な行為があると認めた場合は、評価結果の取消し等の必要な措置を講じることができる。

評価結果の取消し等については、別に定めるものとする。

第９　立入調査等

理事長は、真正かつ公正な評価業務の遂行上必要と認める場合は、立入調査等を実施することができる。

立入調査等の実施については、別に定めるものとする。

第10　申請の不受理等

1　申請の不受理

理事長は、次のいずれかに該当する申請については、これを受理しないことができる。

(1) 申請者が第８に定める取消し等を受け、３年を経過していない場合

(2) 第８に定める取消し等を受け、３年を経過していない法人の役員である者又は役員であった者が、申請者又はその役員である場合

(3) 申請者が、成年後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者である場合

(4) 申請者又はその役員が、刑法上の傷害罪、暴行罪、脅迫罪、背任罪等の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していない場合

(5) その他理事長が性能評価を行うことが不適当であると認める場合

2　申請受理の留保

理事長は、次のいずれかに該当する申請については、受理を留保することができる。

(1) 性能評価業務において不適合又は未実施となった場合で改めて当該性能評価を申請する場合に、当該不適合又は未実施となった原因及び改善措置について説明した書類が添付されていない場合、又は、当該書類の内容が妥当でないと認められる場合

(2) その他理事長が申請受理を留保することが適当であると認める場合

第11　手数料

1　手数料の額は、次の(1)から(4)に掲げる業務の種類に応じ、それぞれに定める額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。ただし、現地調査が必要な場合の手数料の額は、この額に２に定める旅費の額を加算した額とする。

(1) 第５に定める評価

次の各項目に掲げる額の合計とする。

ア　事務手数料

(ｱ) 申請する給油取扱所等の数に応じて次表に定める額

給油取扱所等の数（箇所）	事務手数料
100以下	200,000
101以上200以下	270,000
201以上300以下	340,000
301以上400以下	410,000
401以上500以下	480,000

501 以上 600 以下	550,000
以降、給油取扱所等の数が 100 以下増えるごとに 70,000 円を加算する。	

(ｲ) 申請する契約運送業者の車庫数（単独荷卸しの仕組みを構築する者が自ら単独荷卸しを行う運送業者の場合はその車庫数）に応じて次表に定める額

車庫数（箇所）	事務手数料
５以下	500,000
６以上 10 以下	600,000
11 以上 15 以下	700,000
16 以上 20 以下	800,000
21 以上 25 以下	900,000
26 以上 30 以下	1,000,000
以降、車庫数が５以下増えるごとに 100,000 円を加算する。	

イ　委員会に係る費用

委員会の審議の回数に 700,000 円を乗じた額

ウ　運行管理者等の教育の内容の評価に係る手数料

教育の内容に応じて理事長が別に定める額

(2) 第６に定める定期調査

次の各項目に掲げる額の合計とする。

ア　申請時における給油取扱所等の数に応じて次表に定める額

給油取扱所等の数（箇所）	事務手数料
100 以下	90,000
101 以上 200 以下	105,000
201 以上 300 以下	120,000
301 以上 400 以下	135,000
401 以上 500 以下	150,000
501 以上 600 以下	165,000
以降、給油取扱所等の数が 100 以下増えるごとに 15,000 円を加算する。	

イ　申請時における契約運送業者の車庫数（単独荷卸しの仕組みを構築する者が自ら単独荷卸しを行う運送業者の場合はその車庫数）に応じて次表に定める額

車庫数（箇所）	事務手数料
５以下	200,000
６以上 10 以下	220,000
11 以上 15 以下	240,000
16 以上 20 以下	260,000
21 以上 25 以下	280,000
26 以上 30 以下	300,000
以降、車庫数が５以下増えるごとに 20,000 円を加算する。	

ウ　運行管理者等の教育の評価に係る手数料

(ｱ) 運行管理者の教育（１箇所）

300,000 円

(ｲ) 危険物保安監督者の教育（１箇所）

200,000 円

(3) 第７に定める評価内容の変更のうち重変更に該当するもの

ア　事務手数料

次の各項目に掲げる額の合計とする。

(ｱ) 申請時における給油取扱所等の数に応じて次表に定める額

給油取扱所等の数（箇所）	事務手数料
100 以下	200,000
101 以上 200 以下	270,000
201 以上 300 以下	340,000
301 以上 400 以下	410,000
401 以上 500 以下	480,000
501 以上 600 以下	550,000
以降、給油取扱所等の数が 100 以下増えるごとに 70,000 円を加算する。	

(ｲ) 申請時における契約運送業者の車庫数（単独荷卸しの仕組みを構築する者が自ら単独荷卸しを行う運送業者の場合はその車庫数）に応じて次表に定める額

車庫数（箇所）	事務手数料
５以下	400,000
６以上 10 以下	480,000

11 以上 15 以下	560,000
16 以上 20 以下	640,000
21 以上 25 以下	720,000
26 以上 30 以下	800,000
以降、車庫数が５以下増えるごとに 80,000 円を加算する。	

(ｳ) 委員会に係る費用

委員会の審議の回数に 700,000 円を乗じた額

(4) 第７に定める評価内容の変更のうち軽変更に該当するもの

50,000 円

2　旅費の額は、協会の職員等一人につき次に定める額の合算額とする。

(1) 日当

１日につき　　2,200 円

(2) 宿泊料

甲地方　１日につき　　10,900 円

乙地方　１日につき　　9,800 円

(3) 交通費相当額

3　手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。

4　既に納付された手数料は、協会が当該手数料の額の対象となる業務の申請を受け付けた後においては、返還しない。

第 12　その他

1　理事長は、評価を受けた者が運送業者（自ら単独荷卸しを行う運送業者を除く。）に単独荷卸しを行わせ、又は評価を受けた者が自ら単独荷卸しを行うこととしている給油取扱所等を管轄する行政機関に対し、給油取扱所等の名称等に関する情報の提供を行うことができる。

2　理事長は、申請者からの申請において、真正かつ公正な性能評価業務の遂行上必要と認める場合は、臨時調査を実施することができる。

臨時調査の実施については、別に定めるものとする。

3　この業務規程に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則
この業務規程は、平成 11 年４月１日から実施する。

附　則（平成 11 年 10 月 19 日危保規程第 30 号）
この業務規程は、平成 11 年 10 月 19 日から実施する。

附　則（平成 17 年５月６日危保規程第 11 号）
この業務規程は、平成 17 年５月６日から実施する。

附　則（平成 17 年 12 月５日危保規程第 18 号）
この業務規程は、平成 17 年 12 月５日から実施する。

附　則（平成 30 年４月 18 日危保規程第８号）
１　この業務規程は、平成 30 年４月 18 日から実施する。
２　旧業務規程における評価を受けた者が、引き続き評価を受けようとする場合は、平成 31 年９月 30 日までの間に、第 11、１、(1)、イに係る評価を改めて受けること。

附　則（令和６年 11 月 14 日危保規程第 14 号）
この業務規程は、令和６年 11 月 14 日から実施する。

附　則（令和７年３月 24 日危保規程第 23 号
１　業務規程は令和７年４月１日から施行する。
２　令和６年度に実施した定期調査の結果通知書（様式第３）において、定期性能調査を受けなければいけない日時が令和７年６月 30 日以前に指定されているものについての第 11、１、(2)の定期調査に係る手数料の額は、なお従前の例による。